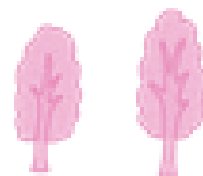


第6章 策定の経過・背景及び資料

1 第2期生きるを支える やいづきずなプラン策定経過

年月日	項目	内容等
令和5年8月	こころの健康と生きるための支援に関する焼津市民意識調査	・無作為抽出した焼津市民 2,000 人に対し、郵送によりアンケート調査票を配布・回収
令和5年11月	自殺対策計画に係る事業者・団体ヒアリングシート調査	・策定委員会の委員の所属する団体をはじめとした 10 の関係事業者・団体から調査票を回収
令和5年12月15日	自殺対策計画策定委員会	・自殺総合対策大綱、自殺者の状況等報告（プロフィール）について ・第2期生きるを支えるやいづきずなプランについて
令和6年1月4日 ～1月31日	パブリックコメントの実施	・市ホームページへの掲載や公民館等での縦覧を通じた意見募集



2 焼津市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法に基づく、「自殺対策計画」(以下「計画」という。)の策定及び推進にあたり、行政、関係機関、民間団体等で構成する「生きるを支えるやいづきずなプランネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置し、連携強化を図るとともに、対策を総合的・効果的に推進できる体制を整える。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進に関し意見を述べ連携強化を図ること。
- (2) その他計画に関し必要な事項。

(ネットワーク会議の組織)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体が推薦する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。
- 3 会長は、ネットワーク会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

3 焼津市自殺対策計画策定委員会委員名簿

(令和6年3月31日現在)

(敬称略)

	所 属	役 職	氏 名
1	静岡福祉大学	教授	長坂 和則
2	焼津市医師会	理事	夏苅 直己
3	焼津商工会議所	事務局長	小池 薫
4	焼津公共職業安定所	所長	飯妻 宏典
5	焼津警察署	生活安全課長	小澤 俊介
6	志太広域事務組合 志太消防本部	焼津消防署 東分署長	友田 武志
7	焼津市学校福祉部	子ども支援課長	荒井 健
8	静岡県中部健康福祉センター	班長	興津のり子
9	日本司法支援センター 法テラス静岡法律事務所	弁護士	中野 聡
10	焼津市民生委員児童委員協議会	会長	大場 光雄
11	焼津市社会福祉協議会	地域づくり課長	小長谷 宏二
12	焼津市自治会連合会	第22自治会 会長	増井 茂洋
13	地域包括支援センター	焼津市中部包括支 援センター 管理者	高取 徹也

4 策定の背景

我が国で自ら命を絶った方の数は、依然として先進国の中で高い水準にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による様々な環境の変化（雇用環境の変化や孤立化をはじめ生活環境の変化など）を背景として、令和2年は特に女性や小中高生で増加し、総数は11年ぶりに前年を上回っています。

直近の令和4年は、総数が前年から増加し、男性が13年ぶりの増加、女性が3年連続の増加となっています。10～39歳における死因の第1位は当該原因による死亡であり、未だ深刻な状況と言えます。

国では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法を改正しました。改正法では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記しています。

また、平成29年に閣議決定された旧大綱について、令和3年から見直しに向けた検討が行われ、令和4年10月14日、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。新たな大綱では、令和8年までに当該死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とする数値目標が掲げられたところです。

【自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年 4 月施行）の概要】

■目的の改正（第 1 条）

目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっている」ことを追加

■基本理念の追加・改正（第 2 条第 1 項・第 5 項）

○「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。」ことを追加

○「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。」と改正

■国の責務の追加（第 3 条第 3 項）

「国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助を行うものとする」ことを追加

■予防週間・対策強化月間（第 7 条）

○「自殺予防週間（9 月 10～9 月 16 日）を設け、啓発活動を広く展開する」ことを追加

○「自殺対策強化月間（3 月）を設け、対策を集中的に展開する」ことを追加

■関係者の連携協力の追加（第 8 条）

「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら 協力するものとする」ことを追加

■都道府県自殺対策計画等（第 13 条）の追加

「都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める」ことを追加

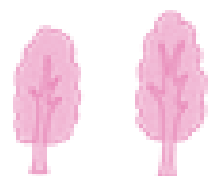
■都道府県・市町村に対する交付金の交付の追加（第 14 条）

「国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付することができる」ことを追加

■基本的施策の拡充

調査研究等の推進・体制の整備（第 15 条）、 人材の確保等（第 16 条）

心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等（第 17 条）、 医療提供体制の整備（第 18 条）を追加



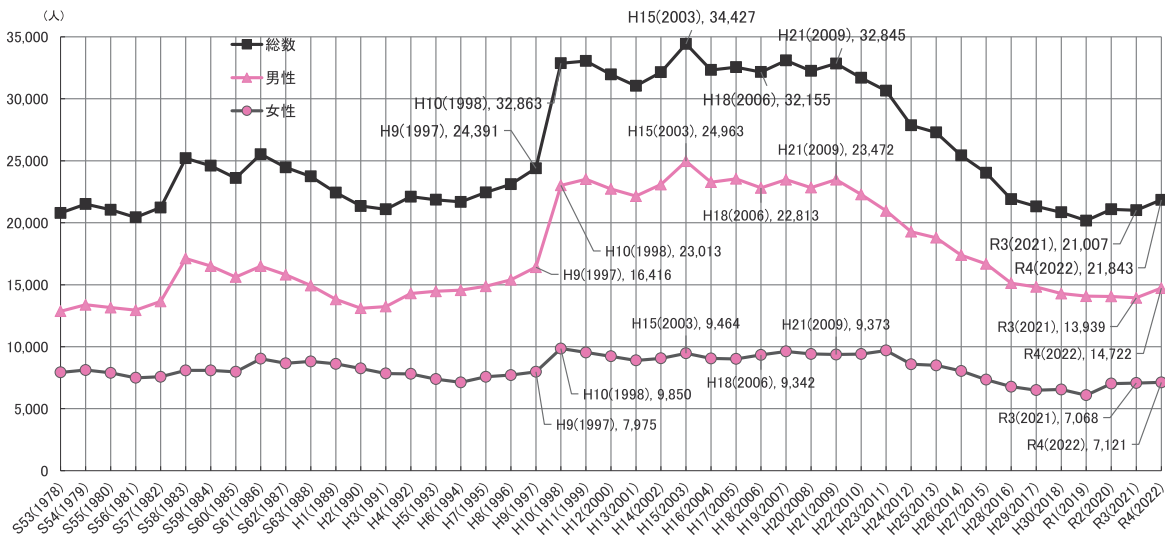
【自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の概要】

第1 基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
第2 現状と基本認識	自殺はその多くが追い込まれた末の死である
	年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は未だ続いている
	<u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進（新）</u>
	地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する
第3 基本方針	
①生きることの包括的な支援として推進する ②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる ④実践と啓発を両輪として推進する ⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する <u>⑥自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する（新）</u>	
第4 当面の重点施策	
①地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ②国民一人ひとりの気づきと見守りを促す ③自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ⑦社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨遺された人への支援を充実する ⑩民間団体との連携を強化する ⑪子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫勤務問題による自殺対策を更に推進する <u>⑬女性の自殺対策を更に推進する（新）</u>	
第5 数値目標	
先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、 <u>令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少</u> （平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）	
第6 推進体制等	
①国における推進体制 ②地域における計画的な自殺対策の推進 ③施策の評価及び管理 ④大綱の見直し	

出典：厚生労働省「自殺総合対策大綱の概要」から一部抜粋

5 計画策定に用いた資料

①国における当該死亡者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

②国における当該死亡の原因

	自殺者	原因・ 動機特 定者	原因・動機別							不詳
			家庭 問題	健康 問題	経済・ 生活 問題	勤務 問題	交際 問題	学校 問題	その他	
令和4年	21,723	19,051	4,743	12,703	4,656	2,956	823	578	1,725	2,672

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

③主要国の当該死亡率

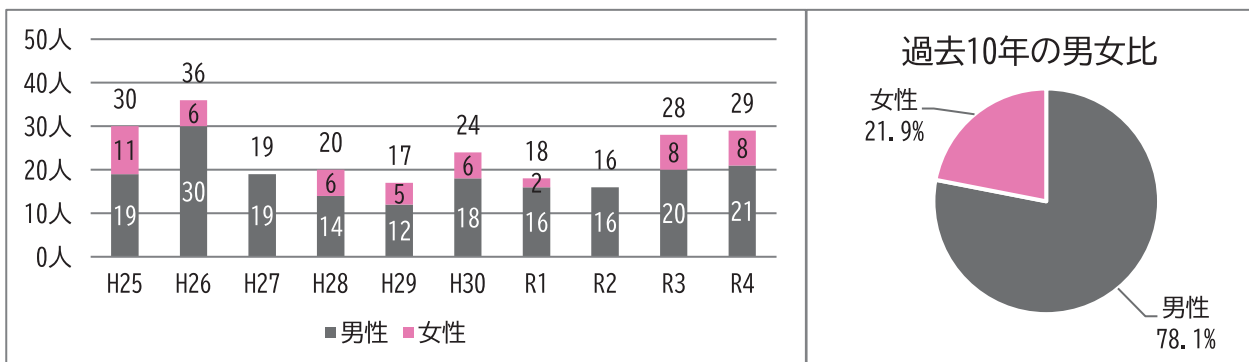
G 7 各国	総数	男性	女性
日本（2020年）	16.4	22.6	10.5
アメリカ（2020年）	14.1	22.9	5.7
フランス（2017年）	12.6	19.6	6.1
ドイツ（2020年）	11.1	16.9	5.4
カナダ（2019年）	10.7	16.4	5.0
イギリス（2020年）	8.2	12.6	3.9
イタリア（2019年）	6.3	10.0	2.7

出典：厚生労働省「令和5年版自殺対策白書」

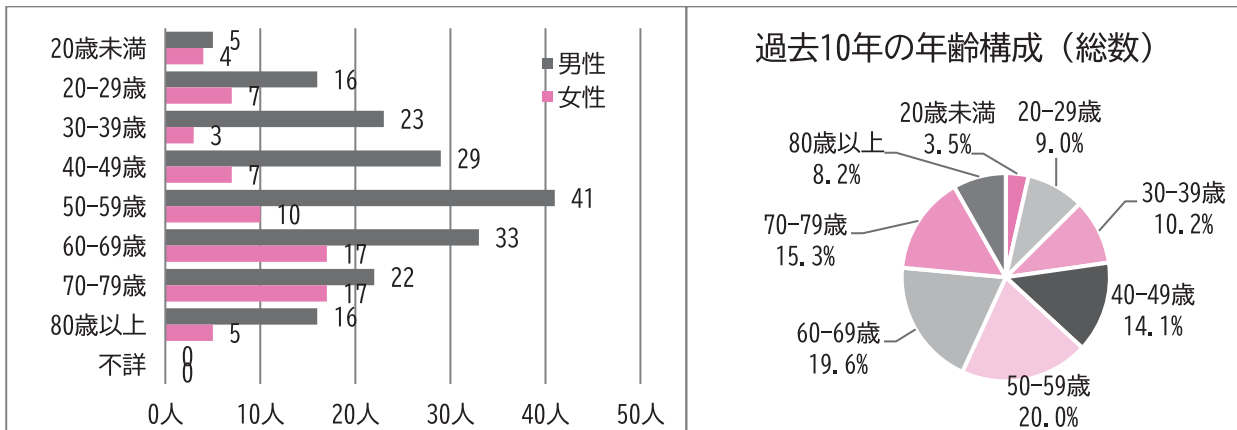
④本市の状況

- 本市における自ら命を絶った方の数を見ると、過去 10 年では多い年で 30 人台、少ない年で 10 人台となっています。
- 男女比は、男性が約 8 割（78.1%）、女性が約 2 割（21.9%）で、全国の過去 10 年（男性 68.4%、女性 31.6%）と比べると、男性の比率が高い状況です。
- 年齢構成は、男女ともに 50-59 歳と 60-69 歳が比較的多く、この 2 つの年齢階級で総数の 4 割近く（39.6%）を占めています。

■過去 10 年の当該死亡者数の推移と男女比



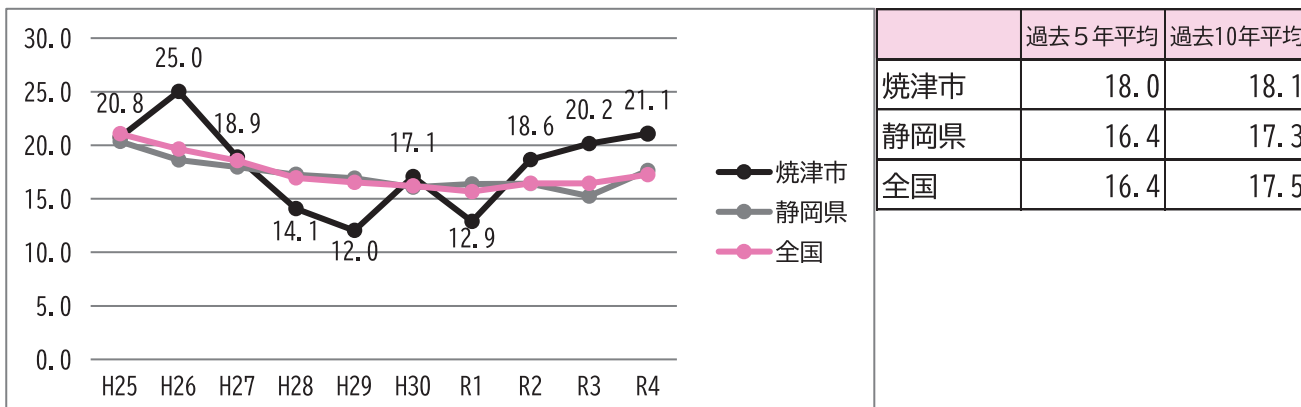
■当該死亡者数の年齢構成（過去 10 年の合計）



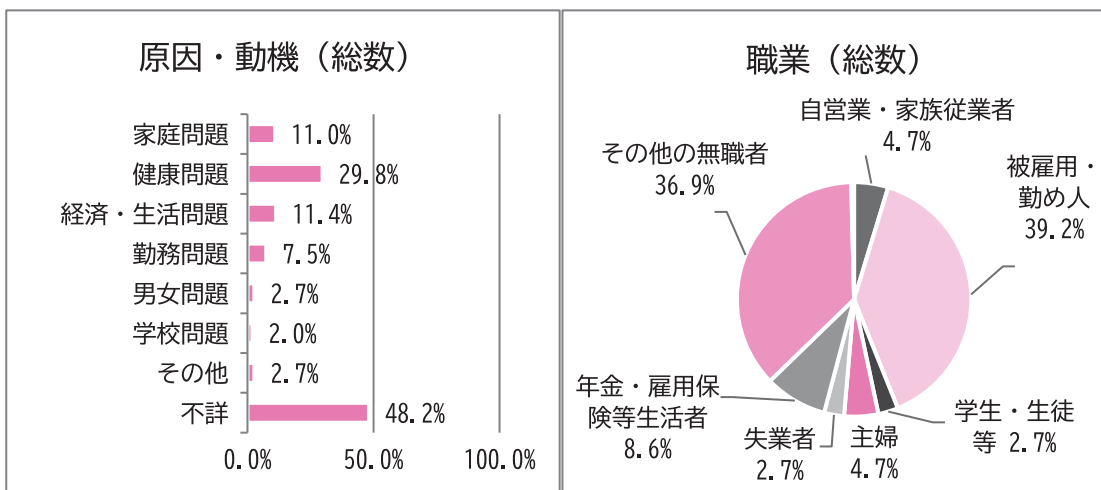
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

- 本市における当該死亡率（人口10万対）を見ると、過去5年平均で18.0、過去10年平均で18.1と、いずれも静岡県や全国を上回る水準となっています。
- 過去10年の原因・動機は、「不詳」が半数近く（48.2%）、次いで「健康問題」（29.8%）と続いており、職業は「被雇用・勤め人」（39.2%）と「その他の無職者」（36.9%）が上位2つを占めています。

■過去10年の当該死亡率（人口10万対）の推移



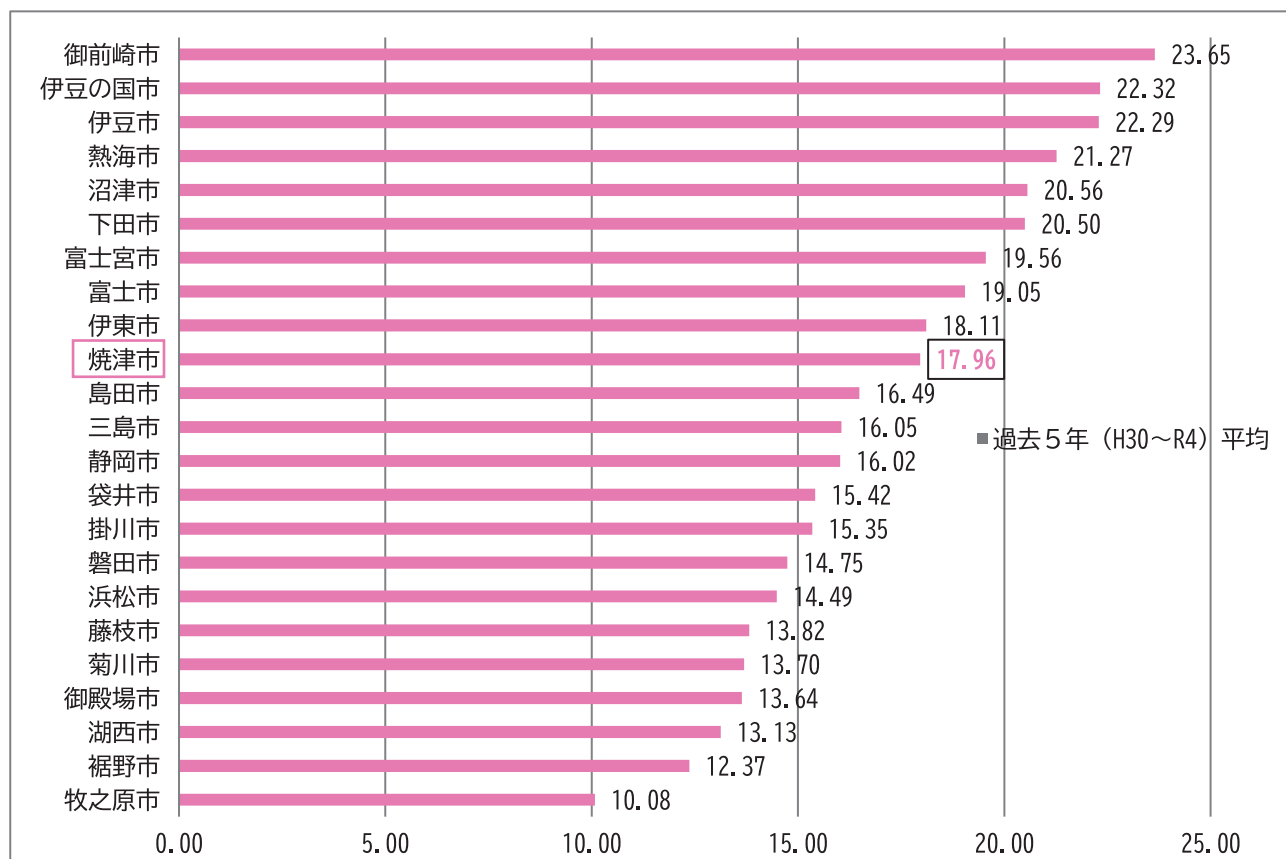
■過去10年の当該死亡の原因・動機、当該死亡者の職業



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※R4 は自営業・家族従業者、被雇用・勤め人の区分けがなく、便宜上、被雇用・勤め人に人数を振り分け

- 過去5年（平成30年～令和4年）平均の当該死亡率は、本市は県内市の高い方から10番目という水準（人口10万人当たり17.96）です。



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



第2期生きるを支える やいづきずなプラン

令和6年3月

発行：焼津市健康福祉部地域福祉課
静岡県焼津市本町2丁目16-32
TEL 054-631-5530
FAX 054-626-2189
URL www.city.yaizu.lg.jp/

